

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 158 実務対応報告公開草案第 55 号（実務対応報告第 18 号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」等の公表について

今回は、連結財務諸表の作成において、在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱いを定めている実務対応報告 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」の概要及びその改正案である実務対応報告公開草案第 55 号について、ご説明致します。

【実務対応報告第 18 号の概要について】

連結決算手続における在外子会社等の会計処理において、原則的な取扱いとしては、「連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計方針は、原則として統一しなければならない（連結会計基準第 17 項）。」と定められています。しかしながら、実務上の実行可能性等を考慮し、在外子会社の財務諸表が、所在地国において公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合、当面の間、連結決算手続上これを利用することができるものとしており、またその場合であっても、連結上の当期純損益に重要な影響を与える次に示す 4 つの項目については、当該修正額に重要性が乏しい場合を除き、連結決算手続上、当期純損益が適切に計上されるよう当該在外子会社等の会計処理を修正しなければならないとされています。

- (1) のれんの償却
- (2) 退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理
- (3) 研究開発費の支出時費用処理
- (4) 投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価

なお、本報告においては、「上記の項目以外についても、明らかに合理的でないと認められる場合には、連結決算手続上で修正を行う必要があることに留意する。

（実務対応報告第 18 号 当面の取扱い）」と定められていますので注意が必要です。

【本公開草案第 55 号(実務対応報告第 18 号の改正案)について】

本公開草案は、実務対応報告第 18 号における上記の 4 つの修正項目に、在外子会社等において、IFRS 第 9 号「金融商品」を適用し、株式等の資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合に、連結決算手続上、当該資本性金融商品の売却損益相当額及び減損損失相当額を当期の損益として組替調整することを、5 つ目の修正項目として加えることを提案しています。

IFRS 第 9 号「金融商品」では、株式等のうち、トレーディング目的ではない資本性金融商品の定義をみたすものについては、当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分に指定することができ、認識後は、純損益ヘリサイクリング（組替調整）を行わないとしています。つまり、配当を除く売却損益等の実現損益を当期純損益に計上できず、また新たに導入された減損規定においても、適用の対象外となり、評価差額が当期の損失として計上されることはありません。

なお、同時に公表された実務対応報告公開草案第 56 号（実務対応報告第 24 号の改正案）は、持分法適用関連会社において実務対応報告 18 号に準じて連結財務諸表を作成する場合には、子会社と同様、上記の修正を行うことを提案しています。